

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
【本編】	【本編】
II 主要行等の検査・監督に係る事務処理上の留意点	II 主要行等の検査・監督に係る事務処理上の留意点
II-1 検査・監督事務に係る基本的考え方	II-1 検査・監督事務に係る基本的考え方
II-1-5 預金保険機構が行う検査との連携	II-1-5 預金保険機構が行う検査との連携
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(新設)	<p><u>(3) 機構が民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律</u>（以下「<u>休眠預金等活用法</u>」という。）に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。</p> <p>① <u>機構が被検査銀行に対し、休眠預金等に係る資金の移管及び管理の手続や、支払等業務の委託又は再委託の状況の検査結果を通知した旨の通知を機構から受理後速やかに、対象銀行に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内）に提出することを、必要に応じ、法第24条及び休眠預金等活用法第43条に基づき求めるものとする（様式・参考資料編 様式 II-1-3-4（1）参照）。</u></p> <p>② <u>上記①の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、機構とも緊</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>密な連携を図るものとし、機構の出席を原則として確保するものとする。</u></p> <p><u>(注) 機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ銀行に同意を得るものとする。また、監督部局は、上記のほか、銀行にかかる情報のうち、休眠預金等に係る資金の移管及び管理、支払等業務の委託又は再委託のための整備状況等について、必要と考える場合は、隨時、機構に対し、情報を提供するなど、適切な連携を行うものとする。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>【様式・参考資料編】 【預金保険機構検査用】Ⅱ－1－3－4（1）</p> <p style="text-align: center;">○○ 第 号 ○○ 年 月 日</p> <p>株式会社○○銀行 代表取締役頭取 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">金融庁長官 ○○○○</p> <p>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>預金保険機構が○○ 年 月 日を検査実施日として、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に關し貴行を検査した結果を○○ 年 月 日付○○第 号で通知したところであるが、通知した事項に關する事實認識、発生原因分析、改善・対応策について、銀行法第24条第1項の規定及び預金保険法第136条第1項に基づき報告を求めるので、○○ 年 月 日（ ）までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をす</p>	<p>【様式・参考資料編】 【預金保険機構検査用】Ⅱ－1－3－4（1）</p> <p style="text-align: center;">○○ 第 号 ○○ 年 月 日</p> <p>株式会社○○銀行 代表取締役頭取 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">金融庁長官 ○○○○</p> <p>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>預金保険機構が○○ 年 月 日を検査実施日として、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に關し貴行を検査した結果を○○ 年 月 日付○○第 号で通知したところであるが、通知した事項に關する事實認識、発生原因分析、改善・対応策について、銀行法第24条第1項の規定及び預金保険法第136条第1項に基づき報告を求めるので、○○ 年 月 日（ ）までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をす</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>することができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>	<p>することができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>
<p>※ 預金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「預金保険料の適正性」と読み替える。</p> <p>※ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に、「預金保険法第 136 条第 1 項」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第 35 条第 1 項」と読み替える。</p>	<p>※ 預金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「預金保険料の適正性」と読み替える。</p> <p>※ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に、「預金保険法第 136 条第 1 項」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第 35 条第 1 項」と読み替える。</p>
(新設)	<p>※ <u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律</u>に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「<u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律</u>」に、「預金保険法第 136 条第 1 項」を「<u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 43 条第 1 項</u>」と読み替える。</p>